

芝山町制施行70周年記念ロゴマーク使用取扱要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、芝山町制施行70周年記念ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を適正に使用するにあたり必要な事項を定めるものとする。また、ロゴマークは別記のとおりとする。

（使用の申請）

第2条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、芝山町制施行70周年記念ロゴマーク使用許可申請書（別記第1号様式）に必要な書類を添えて、町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請について、必要があると判断したときは、申請者に対し書類の修正や追加書類の提出を求めることができる。

3 第1項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するときは、町長の許可を要しない。

- （1） 国又は地方公共団体及びこれに準ずる団体が使用するとき。
- （2） 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が教育の目的で使用するとき。
- （3） 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
- （4） 前各号に掲げるもののほか、町長が特に認めたとき。

（使用の制限）

第3条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ロゴマークの使用を許可しないものとする。

- （1） 芝山町の信用又は品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- （2） 芝山町キャラクター「しばっこくん」のイメージを損なうおそれがあるとき。
- （3） 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- （4） 特定の個人、団体又は政党及び宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- （5） 別に定める芝山町制施行70周年記念ロゴマークガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に従って使用しない又は使用しないおそれがあるとき。
- （6） 町の行事又は町の認めた関連事業を推進する上で、支障となるおそれがあるとき。
- （7） 前各号に掲げるもののほか、ロゴマークを使用することが不適切である

と認められるとき。

（使用の許可）

第4条 町長は、第2条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、使用を許可するときは芝山町制施行70周年記念ロゴマーク使用許可通知書（別記第2号様式）により、却下するときは芝山町制施行70周年記念ロゴマーク使用却下通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の許可をする場合は、条件を付することができる。

（使用の期間）

第5条 ロゴマークの使用許可の期間は、使用を許可した日から令和8年3月31日までを期限とする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

（変更申請等）

第6条 第4条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の許可を受けた事項を変更しようとするときは、芝山町制施行70周年記念ロゴマーク使用変更申請書（別記第4号様式）に変更に係る書類を添えて、町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、使用の変更を許可するときは芝山町制施行70周年記念ロゴマーク使用変更許可通知書（別記第5号様式）により、却下するときは、芝山町制施行70周年記念ロゴマーク使用変更却下通知書（別記第6号様式）により使用者に通知するものとする。

（使用上の遵守事項）

第7条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 使用の許可を得た用途にのみ使用し、町長が付した条件に従うこと。
- （2） 使用の許可によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- （3） ロゴマークを使用し、商標法（昭和34年法律第127号）による商標登録又は意匠法（昭和34年法律第125号）による意匠登録等を行うことにより、自己の権利を新たに設定若しくは登録し、又は著作権に関する自己の権利を主張しないこと。
- （4） ガイドラインに基づき正しく使用すること。
- （5） ロゴマークを使用して作成した最終成果物を町長に提出すること。ただ

し、提出が困難と認められるものについては、最終成果物の確認ができるものをもって代えることができる。

- (6) 町長から要請があった場合は、ロゴマークの使用実態を報告すること。
- (7) 事故、知的財産権の侵害等、ロゴマークの使用に起因する問題が発生しないよう、事前調査を含め使用者の責任をもって万全の配慮を行うこと。
- (8) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）及びその他各種法令を遵守すること。

（使用の許可の取消し）

第8条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき又は違反することが判明したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により、使用の許可を受けたとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、不相当と認めたとき。

2 町長は、前項の規定による取消しをしたときは、使用者に芝山町制施行70周年記念ロゴマーク使用許可取消通知書（別記第7号様式）により通知するものとする。

3 第1項の規定により使用の許可を取り消された者（以下「許可取消者」という。）は、前項の通知があった日以降、当該使用の許可を受けて作成した最終成果物の使用、配布、掲示及び販売等をしてはならない。

4 許可取消者は、町長から最終成果物の回収の指示があったときは、当該許可取消者の負担でこれを行わなければならない。

5 第1項の規定による取消しにより生じた損失等について、町長は一切の責任を負わない。

（使用料）

第9条 ロゴマークの使用料は、無償とする。

（使用に起因する問題）

第10条 使用者は、ロゴマークの使用に起因する問題が生じたときは、使用者の責任をもって速やかに対処するものとし、町長は損害賠償及び損失補償等の一切の責任を負わない。

（損害賠償）

第11条 使用者は、ロゴマークの使用に起因する問題により町に損害を与えたと

きは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 5 月 2 7 日から施行する。

別記（第 1 条関係） 芝山町制施行 70 周年記念ロゴマーク



別記第 1 号様式（第 2 条関係）

芝山町制施行 7 0 周年記念ロゴマーク使用許可申請書

年 月 日

芝山町長

＜申請者＞
住所（所在地）
氏名（名称及び代表者名）

芝山町制施行 7 0 周年記念ロゴマークを使用したいので、下記のとおり申請します。

記

使 用 対 象 物 品 又 は サ ー ビ ス	※商品名等
使 用 方 法	※種類・名称・規格等を記入
目 的	
場 所	
数 量	
期 間	年 月 日～ 年 月 日
有 償 ・ 無 償 の 別	有償（売価 円／税込）・ 無償

担 当 責 任 者 (連 絡 先)	担当者名 : 電話番号 : メールアドレス :
添 付 書 類	(1) 使用イメージがわかるもの (2) 会社概要 (申請者が法人の場合のみ) (3) 使用対象物が営業行為で食品衛生法 (昭和 2 2 年法律第 2 3 3 号) 第 5 2 条の規定による許可を受けなければならない場合は、当該規定による許可を証する書類 (食品営業許可証) の写し (4) その他参考となるもの
備 考	

別記第 2 号様式（第 4 条関係）

年 月 日

芝山町制施行 7 0 周年記念ロゴマーク使用許可通知書

様

芝山町長

年 月 日付けで申請があった、芝山町制施行 7 0 周年記念ロゴマークの使用について、下記の条件を付して許可します。

記

使 用 対 象 物 品 又 は サ ー ビ ス	
使 用 方 法	
目 的	
場 所	
数 量	
期 間	年 月 日～ 年 月 日
使 用 許 可 番 号	No.
そ の 他	

別記第3号様式（第4条関係）

年 月 日

芝山町制施行70周年記念ロゴマーク使用却下通知書

様

芝山町長

年 月 日付けで申請があった、芝山町制施行70周年記念ロゴマークの使用について、下記の理由により却下としましたので通知します。

記

（却下対象物）

（却下の理由）

別記第 4 号様式（第 6 条関係）

芝山町制施行 7 0 周年記念ロゴマーク使用変更申請書

年 月 日

芝山町長

＜申請者＞
住所（所在地）
氏名（名称及び代表者名）

年 月 日付けで許可を受けました、芝山町制施行 7 0 周年記念ロゴマークの使用内容
を変更したいので、下記のとおり申請します。

記

使 用 許 可 番 号	No.
-------------	-----

使 用 対 象 物 品 又 は サ ー ビ ス	※商品名等
変 更 内 容	
変 更 理 由	
添 付 書 類	変更が確認できる資料
備 考	

別記第5号様式（第6条関係）

年 月 日

芝山町制施行70周年記念ロゴマーク使用変更許可通知書

様

芝山町長

年 月 日付けで申請があった、芝山町制施行70周年記念ロゴマークの使用変更について、下記の条件を付して許可します。

記

使 用 許 可 番 号	
使 用 対 象 物 品 又 は サ ー ビ ス	
変 更 内 容	
そ の 他	

別記第6号様式（第6条関係）

年 月 日

芝山町制施行70周年記念ロゴマーク使用変更却下通知書

様

芝山町長

年 月 日付けで申請があった、芝山町制施行70周年記念ロゴマークの使用変更について、下記の理由により却下としましたので通知します。

記

（却下対象物）

（却下の理由）

別記第7号様式（第8条関係）

年 月 日

芝山町制施行70周年記念ロゴマーク使用許可取消通知書

様

芝山町長

年 月 日付け（使用許可番号No. ）で許可した、芝山町制施行70周年記念ロゴマークの使用について、下記の理由により許可を取り消します。

記

（取消対象物）

（取消の理由）